

鹿児島、昭51不3、昭55.8.7

命 令 書

申立人 旭相互銀行従業員組合

被申立人 株式会社旭相互銀行

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人株式会社旭相互銀行（以下「銀行」という。）は肩書地に本店をおき、資本金18億円、支店63、従業員約1,100名を有する金融業を営む会社である。

(2) 申立人旭相互銀行従業員組合（以下「従組」という。）は肩書地に事務所を有し、銀行の従業員で組織する労働組合であり、組合員は17名であって、全国相互銀行従業員組合連合会、鹿児島県労働組合総評議会に加盟している。

なお、銀行には従組のほかに、銀行従業員約1,000名で組織する旭相互銀行職員組合（以下「職組」という。）がある。

2 本件発生までの労使関係

(1) 昭和39年から昭和48年まで

ア 昭和39年従組の分裂

従組の組合員（以下「従組員」という。）は、昭和38年まで約1,000名いたが、昭和39年5月20日に従組員中約130名が従組を脱退し、職組を結成した。

昭和39年6月30日従組員約90名は、従組を脱退し、旭相互銀行労働組合（以下「労組」という。）を結成した。

その後従組を脱退し、職組に加入する従業員が多くなり、昭和39年10月2日現在で、従業員88名、職組の組合員（以下「職組員」という。）約800名、労組の組合員は約90名となった。

昭和41年11月15日職組と労組は合併し、現在の職組となった。

イ 熊本県地方労働委員会昭和40年（不）第1号事件の申立て

昭和40年に従組は、昭和39年の定時昇給査定が一部従組員について低額であること、従組の運営に支配介入していることを主張し、銀行を被申立人として、同委員会に救済を申立てた。

同委員会は、低額査定の申立部分を認容し、銀行に査定のやりなおし、バックペイ等を命じた。

銀行は、この命令を不服とし、行政訴訟として係争を継続したが、昭和48年2月福岡高等裁判所で和解した。その内容は、ほぼ同委員会の救済命令の内容に近いもので、和解金は100万円であった。

ウ A1の配置転換事件

配置転換の撤回を銀行に求めていた従組員A1は、昭和41年3月解雇されたので、鹿児島地方裁判所に地位保全の仮処分を申請していたところ、昭和45年5月にその申請が認められた。

しかし、銀行が控訴したため、職場に復帰できないまま死亡した。

エ 昭和45年（不）第4号事件の申立て

昭和45年6月20日従組は、銀行を被申立人として労働組合法第7条第1号・第3号違反として、当地方労働委員会に、次のとおり申立てをした。

- 1 昇給額の是正と遡及支給
- 2 給与規定上の級職の是正
- 3 組合専従書記長の人事考課における査定の是正

4 陳謝文の手交と揭示

5 今後従組に所属することを理由とした昇給の不利益取扱いの禁止

この事件は審問を38回行い、昭和49年10月18日和解により終結した。

オ 昭和48年（不）第1号事件、昭和49年（不）第2号事件の申立て

昭和48年（不）第1号事件は、昭和48年6月9日に昭和47年分の昇給額の是正等を求めて申立てられた。

また、昭和49年（不）第2号事件は昭和49年7月12日に昭和48年分の昇給額の是正を求めて申立てられた。

両事件とも、昭和45年（不）第4号事件が昭和49年10月18日に和解されたことに伴い、同年10月24日取り下げられた。

(2) 昭和45年（不）第4号事件の和解成立

従組と銀行の折衝

昭和48年ごろから従組と銀行の間に和解の気運が生じたが、昭和49年8月に審問が終結してから和解の折衝が本格的になった。

当事者の自主的な折衝は20回、社長を含めたトップ交渉は2回あった。

なお、和解案の作成過程は、当事者の努力に負うところが多かったが、当委員会としても和解案の作成に関与し指導した。

昭和49年10月11日当委員会は、従組及び銀行に対して和解勧告を行い、昭和49年10月17日までに諾否の回答を求めた。

その内容は次のとおりである。

- 1 銀行は、組合に対して解決金として1,200万円を和解成立後直ちに支払う。
- 2 銀行は、後記のとおり組合員の基本給調整を和解成立後すみやかに行う。
- 3 銀行は、組合員のうちA2、A3、A4、A5、A6の5名の昇格については特に考慮する。
- 4 銀行は、組合員の役付登用について、銀行の判断により前向きに検討する。
- 5 銀行、組合ともに和解成立に伴い、本件に関するすべての紛争が解決したことを

確認し、今後本件については一切争わないことを確約する。

基本給の調整

氏名	調整金額	摘要
A 7	3,970円	
A 8	3,120	
A 2	5,440	
A 3	7,840	
A 9	5,760	
A10	7,840	
A11	0	昭49.4.2退職のため
A 4	4,720	
A 5	6,640	
A12	0	昭49.6.5退職のため
A13	4,640	
A14	4,320	
A15	5,280	
A16	4,320	
A 6	2,880	
A17	4,000	
A18	1,600	
A19	3,220	
A20	2,700	
A21	3,400	

当委員会の上記勧告に対して、従組と銀行はこれを受諾し次のとおり協定書を作成し、昭和49年10月18日に和解が成立し、同年11月分給与から基本給が調整された。

協 定 書

株式会社旭相互銀行（以下銀行という）と旭相互銀行従業員組合（以下組合という）は鹿児島県地方労働委員会昭和45年（不）第4号、昭和48年（不）第1号、昭和49年（不）第2号各事件並びに鹿児島地方裁判所昭和48年（ワ）第152号事件に関し、下記の条件で和解し、本件に関する一切の紛争を解決する。

銀行及び組合は、本件に関して長年にわたって係争してきた状態が、労使双方にとって互いに不幸なことであったことを率直に認め合い、今回の和解により新しい正常な労使関係が樹立されたことを確認し、銀行発展に協力する。

記

- 1 銀行は組合に対して、解決金として1,200万円を和解成立後支払う。
- 2 銀行は別表（No.1）記載のとおり、従組員の基本給を調整、引上げる。
調整は昭和49年11月より実施する。
- 3 銀行は従組員のうち、別表（No.2）記載の5名について、昭和50年4月1日付で昇格（等級調整）処置を講ずる。
- 4 銀行は従組員の役付登用について、銀行の判断により前向きに検討する。
- 5 本協定に基づきA7外19名の従組員は、鹿児島地方裁判所昭和48年（ワ）第152号損害賠償等請求事件の提訴を取り下げる。
- 6 訴訟費用は当事者双方各自の負担とする。
- 7 銀行、組合双方は本和解の成立にともない、本件に関する全ての紛争が解決したことを確認し、今後本件に関しては一切争わないことを確約する。

又、本和解が双方の互譲により対等の条件でなされたことを確認するとともに、相互の立場を尊重し、将来にわたって相手方を中傷、刺激するような言動は一切しないことを確約する。

昭和49年10月18日

株式会社旭相互銀行

取締役社長 B 1

No.1 基本給調整金額

氏名	調整金額	現基本給	調整後基本給
A 7	3,970円	75,520円	79,490円
A 8	3,120	63,540	66,660
A 2	5,440	57,360	62,800
A 3	7,840	56,240	64,080
A 9	5,760	57,240	63,000
A10	7,840	46,000	53,840
A 4	4,720	45,700	50,420
A 5	6,640	43,780	50,420
A13	4,640	52,720	57,360
A14	4,320	54,000	58,320
A15	5,280	53,040	58,320
A16	4,320	54,320	58,640
A 6	2,880	44,840	47,720
A17	4,000	48,560	52,560
A18	1,600	41,200	42,800
A19	3,220	37,700	40,920
A20	2,700	38,220	40,920
A21	3,400	37,520	40,920

No. 2 等級調整

該 当 者	現等級	調整等級
A 2	6	7
A 3	6	7
A 4	5	6
A 5	5	6
A 6	5	6

(3) 昭和50年（不）第7号事件の申立て

昭和49年10月18日の和解成立前の職組と銀行の折衝、従組と銀行が従組員の基本給引上げ等の折衝を行っていることにつき、職組としては関心をもち、昭和49年8月以前にもたびたび銀行からその状況を聞いていた。

また、職組としては、同一勤務年数、同一年齢等の基準で従組員の格差是正を銀行が行うようになれば、職組が差別待遇を受けることになるから、そのときは銀行に抗議するという内部協議をしていた。

昭和49年8月以降職組と銀行は、5、6回折衝をもった。銀行としては、職組に対し、従組との協定書案の細目的なことは知らせなかったが、従組と和解するきざしがあるので了承するよう求めていた。

和解成立後の職組と銀行の折衝

従組と銀行が和解した10月18日に、銀行はその旨職組に連絡した。職組は検討のためということで、和解条項の資料を銀行に要求したが、銀行は、これに応ずることを保留した。

10月20日、銀行は職組に従組との和解の大綱を説明し、了解を求めたが、職組は納得しなかった。

10月21日、職組は、従組と銀行の和解協定書の内容を10月21日付けの旭従組ニュースのビラにより知った。

同日中に職組は、銀行に対して事務折衝を求めた。

職組は、従組員に対してだけ賃金引上げをして、職組員を放置するのであれば不公平であるから、新たな不当労働行為と受けとめる等抗議し、銀行に対処策を示すよう迫った。銀行は検討を約束した。

10月22日、さらに職組は銀行に事務折衝を求めた。そして職組は、従組と銀行との協定書の和解条項について抗議し、銀行は、対応策の提示を急ぐことを約束した。

銀行は、職組の申入れを検討した結果、職組の主張は理にかなっているとし、従組員を調整した同じ基準で職組員の賃金を引上げることにし、10月25日銀行は、その旨職組に通知した。

10月29日、銀行は、学卒定期入行者として制度化されている昭和28年度から昭和42年度までの入行者436名について検討し、そのうち職組員37名について、月額計75,440円(1人当たり平均2,039円)の賃金を引上げたい旨提示した。

その後、数回折衝が重ねられたが、職組は組合員全員について、従組なみに賃金の底上げをすべきである。等級アップ昇格についての対応策も示すべきである。職組員にもバックペイを支払うべきであるなど要求をした。

その間、銀行は職組の説得工作を続け、職組の要求は、時間、原資、事務作業の都合でできないから、37名の調整で了解するよう要請した。

11月5日、職組はやむを得ないと判断し、銀行の提案を受け入れることとした。

職組員37名の賃金調整は、従組員と同様、昭和49年11月分給料から実施された。

昭和50年11月21日に、従組は銀行を被申立人として、当地労委に昭和50年(不)第7号事件の申立てをした。

(ア) 請求する救済の内容は次のとおりである。

① 被申立人(以下「銀行」という。)は命令の日から5日以内に申立人(以下「従組」という。)に所属する組合員のうち

A7、A8、A3、A2、A9、A4、A5、A13、A14、A16、A6、A18、A19、
A20、A21

の基本給を下記のとおり是正するとともに、49年11月に遡及して支給しなければな

らない。

A 7	191円	A 8	400円	A 3	514円	A 2	514円
A 9	2,280円 (後日1,680円に訂正)	A 4	624円	A 5	624円	A 6	680円
A 13	693円	A 14	693円	A 16	693円	A 6	680円
A 18	240円	A 19	90円	A 20	90円	A 21	90円

② ポストノーティス (略)

(イ) 請求する救済内容の理由は、おおむね次のとおりである。

昭和49年11月銀行は、職組員37名の賃金引上げを行った。この結果、昭和49年10月の和解時点で、ほぼ同期生の平均なみになっていたにもかかわらず、再び同期生の中で最低にランクされた。

したがって、相対的に低下した賃金を、再びほぼ同期生の平均なみに上げよというものである。

(ウ) 昭和54年5月22日当地労委は、上記(イ)の内容を認容し、(2)を棄却する命令をだした。

3 昭和50年度の従組員の賃金引上げ及び同期生との比較

(1) 昭和50年度の従組員の賃金

昭和49年11月、和解により従組員は基本給が調整され、昭和50年4月に昇給及びベースアップがあつて、従組員の賃金は別表1のとおりとなった。

A15とA18は、今回の申立てに直接関係がないので省略する。

なお、この表中、各人ごとに、A欄のa + bは、前記協定書、別表No.1基本給調整金額の調整後基本給の金額と一致することになる。

(2) 従組員と同期生の比較

ア 賃金

昭和50年度のベースアップ、考課査定により、従組員の賃金は上昇したが、これを同時入行者と比較すると別表2のとおりとなる。従組員17名中、A18は、今回の申立ての賃金、等級アップ、役付にすること又は現在の役付を上の役付にすることのいず

れにもでていないので、賃金比較対象から省き、残りの16名についてみると、16名中11名についてのみ申立てがなされており、他の5名は、同期生より上昇額が多いため申立てされていない。

その状況は、別表3のとおりとなる。

なお、これら5名は、49年10月の和解協定により、等級是正が行われたので、賃金上昇の幅が他の同期生より多くなったものである。

イ 等級及び役付

昭和50年4月における従組員及び同期生の等級は、別表2記載のとおりである。

その後の等級を、A16、A21のグループについてみると次のとおりとなる。

A16のグループ

氏名	昭和50年4月現在の等級	昭和52年10月現在の等級	備考
A	8	8	
B	8	8	
F	7	7	
E	7	7	
C	6	7	昭和51年に7等級になる。
D	6	7	昭和52年に7等級になる。
A16	6	6	
A14	6	6	
A13	6	6	

A21のグループ

氏名	昭和49年の 等 級	昭和50年4月の 等 級	備 考
I	5	5	
G	5	5	
F	5	5	
A	4	5	
D	4	5	
J	4	5	
B	4	5	
C	4	5	
E	4	5	
H	4	5	
A21	4	4	昭和52年4月に 5等級になる。
A20	4	4	〃
A19	4	4	〃

役付の状況を、A17、A16、A21のグループで見ると、次のとおりとなる。このグループは、昭和37年に大学を卒業して入行した者である。

A17のグループ

氏名	係長になった時期	備 考
A	昭和46年2月	
B	〃 47年11月	
D	〃 46年10月	
C	〃 49年2月	
A17	〃 50年12月	昭和49年10月和解協定による。

A16のグループ（昭和35年大学卒入行グループ）

氏名	昭和50年4月の 役付状況	昭和52年11月の 役付状況	係長になった 時期
A C 1	本店営業課長	鹿児島市卸本町支店長	昭和43年から 48年までの間 に係長になった。
B C 2	〃 渉外課長	〃 城西支店長	
C C 3	人吉支店係長	熊本市中央市場支店長	
D C 4	本店経理係長	本部経理課長代理	
E C 5	〃 人事課長代理又は係長	本部融資課長代理	
F C 6	八代支店係長	卸本町支店長代理	
A16	4月1日一般職員 4月中荒田支店係長	左 同	昭和50年
A14	本店係長	左 同	昭和49年
A13	荒尾支店係長	左 同	昭和50年

A21のグループ（13名）

昭和50年4月、従組員を含まない同期生中2名が係長であった。

昭和51年 〃 4名が係長になった。

昭和52年4月現在従組員を除きすべて（10名）が係長になった。

ウ 考査査定

同期生と比較した場合の考課査定結果の号俸は、別表2記載の昭和50年度人事考課の欄の号のとおりである。

昭和50年度従組員の賃金

氏名	本人給	職能給	資格給	本俸
A 7	a	b	c	a + b + c
昭和49年度の賃 金 (A)	56,600 円	22,890 円	73,700 円	153,190 円
昭和50年度の上 昇額 (B)	1,500	2,150	21,000	24,650
昭和50年度の新 賃金 (C)	58,100	25,040	94,700	177,840
A 8				
A	57,300	9,360	60,700	127,360
B	1,300	960	17,000	19,260
C	58,600	10,320	77,700	146,620
A 2				
A	38,000	24,800	66,700	129,500
B	2,600	1,960	27,000	31,560
C	40,600	26,760	93,700	161,060
A 3				
A	39,600	24,480	66,700	130,780
B	2,700	1,420	27,000	31,120
C	42,300	25,900	93,700	161,900

別表 1

氏名	本人給	職能給	資格給	本俸
A 9	a	b	c	a + b + c
A	47,400	15,600	60,700	123,700
B	1,500	880	17,000	19,380
C	48,900	16,480	77,700	143,080
A 10				
A	31,600	22,240	66,700	120,540
B	1,600	1,280	19,000	21,880
C	33,200	23,520	85,700	142,420
A 4				
A	30,100	20,320	61,700	112,120
B	1,500	1,280	24,000	26,780
C	31,600	21,600	85,700	138,900
A 5				
A	30,100	20,320	60,700	111,120
B	1,500	960	25,000	27,460
C	31,600	21,280	85,700	138,580

氏名	本人給	職能給	資格給	本俸
A13	a	b	c	a + b + c
昭和49年度の賃金 (A)	34,800	22,560	66,700	124,060
昭和50年度の上昇額 (B)	1,600	1,600	20,000	23,200
昭和50年度の新賃金 (C)	36,400	24,160	86,700	147,260
A14				
A	36,400	21,920	66,700	125,020
B	1,600	1,600	20,000	23,200
C	38,000	23,520	86,700	148,220
A16				
A	36,400	22,240	66,700	125,340
B	1,600	1,600	20,000	23,200
C	38,000	23,840	86,700	148,540
A6				
A	28,600	19,120	61,700	109,420
B	1,500	1,200	24,000	26,700
C	30,100	20,320	85,700	136,120

別表1の2

氏名	本人給	職能給	資格給	本俸
A17	a	b	c	a + b + c
A	31,600	20,960	66,700	119,260
B	1,600	1,280	19,000	21,880
C	33,200	22,240	85,700	141,140
A19				
A	24,200	16,720	54,700	95,620
B	1,400	540	14,000	15,940
C	25,600	17,260	68,700	111,560
A20				
A	24,200	16,720	54,700	95,620
B	1,400	720	14,000	16,120
C	25,600	17,440	68,700	111,740
A21				
A	24,200	16,720	55,700	96,620
B	1,400	900	14,000	16,300
C	25,600	17,620	69,700	112,920

昭和50年度の従組員の新賃金と同期生との比較

氏名	昭和50年度の 人事考課（級、号）	50年度引上額	50年度新賃金	従組員と平均との差額
H	8－5（甲49号証は 8－6）	28,080円	194,910円	円
D	8－5	27,300	190,290	
C	7－5	24,650	178,060	
A 7	7－5	24,650	177,840	△617、△2,263
G	7－4	24,220	177,060	（50年度の引上額、新賃 金の差額。△印は平均よ りマイナスの額。以下各 欄同じ。）
E	7－4	23,220	176,520	
A	7－4	23,220	172,120	
B	7－6	26,180	171,760	
従組員を 除く平均		25,267	180,103	
C	5－5	20,500	147,960	
A	5－4	19,260	147,060	
A 8	5－4	19,260	146,620	△526、△140
B	5－5	19,600	145,260	
従組員を 除く平均		19,786	146,760	

氏名	昭和50年度の 人事考課（級、号）	50年度引上額	50年度新賃金	従組員と平均との差額
A	6 - 6	24,520円	146,340円	円
A10	6 - 4	21,880	142,420	△2,640、△3,920
		24,520	146,340	
A	6 - 7	23,740	148,260	
E	6 - 6	22,420	147,940	
B	6 - 6	24,420	144,420	
C	6 - 6	23,420	142,820	
D	5 - 6 (6)	26,100	139,220	
A4	5 - 5 (6)	26,780	138,900	2,960、△5,632
A5	5 - 3 (6)	27,460	138,580	3,640、△5,952
従組員を 除く平均		23,820	144,532	

別表2の2

氏名	昭和50年度の 人事考課（級、号）	50年度引上額	50年度新賃金	従組員と平均との差額	
A	8－6	28,180円	178,190円	円	
B	8－6	28,180	175,370		
F	6－5（7）	29,300	157,600		
E	6－6（7）	29,460	156,800		
C	6－6	24,680	150,180		
D	6－6	22,520	149,860		
A16	6－5	23,200	148,540		△3,853、△12,793
A14	6－5	23,200	148,220		△3,853、△13,113
A13	6－5	23,200	147,260		△3,853、△14,073
従組員を 除く平均		27,053	161,333		
F	7－7	25,610	157,140		1,875、△5,983
B	6－7	24,740	144,840		
C	6－5	23,100	139,680		
E	6－5	23,100	138,720		
D	5－5（6）	25,700	136,120		
A	5－5（6）	26,700	136,120		
A6	5－5（6）	26,700	136,120		
従組員を 除く平均		24,825	142,103		

別表2の3

氏名	昭和50年度の 人事考課（級、号）	50年度引上額	50年度新賃金	従組員と平均との差額	
A	6－5	23,200円	147,900円	円	
B	6－6	22,520	147,300		
D	6－5	22,200	142,460		
C	6－5	23,200	142,460		
A17	6－4	21,880	141,140		△900、△3,890
従組員を 除く平均		22,780	145,030		
I	5－6	21,840	127,540		
G	5－6	21,840	127,540		
F	5－7	22,080	124,660		
A	4－6（5）	24,540	123,860		
D	4－5（5）	24,580	122,960		
J	4－6（5）	23,760	121,520		
B	4－7（5）	23,840	121,460		
C	4－6（5）	23,600	121,220		
E	4－6（5）	23,600	121,220		
H	4－5（5）	24,360	120,980		
A21	4－5	16,300	112,920		△7,104、△10,376
A20	4－4	16,120	111,740		△7,284、△11,556
A19	4－3	15,940	111,560		△7,464、△11,736
従組員を 除く平均		23,404	123,296		

救済申立額と実質救済申立額

別表 3

従組員氏名	救済申立額 = 昭和50 年度従組員を除く同期 生の平均上昇額 (A)	昭和50年度従組員 の賃金上昇額 (B)	実質救済申立額 (A) - (B)	備 考
A 7	25,267円	24,650円	617円	救済申立をしていない。同期生平均より3,476円多い。 救済申立をしていない。同期生平均より3,916円多い。 救済申立をしていない。同期生平均より2,960円多い。 救済申立をしていない。同期生平均より3,640円多い。 救済申立をしていない。同期生平均より1,875円多い。
A 8	19,786	19,260	526	
A 3				
A 2				
A 9	21,280	19,380	1,900	
A10	24,520	21,880	2,640	
A 4				
A 5				
A16	27,053	23,200	3,853	
A14	27,053	23,200	3,853	
A13	27,053	23,200	3,853	
A 6				
A17	22,780	21,880	900	
A21	23,404	16,300	7,104	
A20	23,404	16,120	7,284	
A19	23,404	15,940	7,464	

4 銀行の賃金決定等の制度

(1) 賃金決定の制度

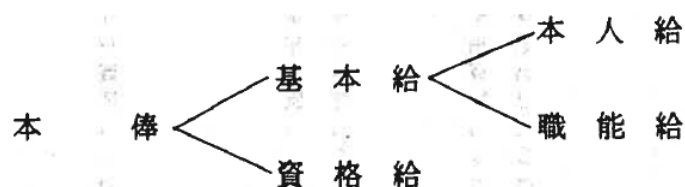
昭和39年以降賃金制度の改定が行われ、年齢別最低保証給が昭和40年から導入された。

昭和48年から、職組の申入れがあり、給与規定のほかに資格給制度ができた。

給与体系は給与規定、資格規定、等給別定期昇給昇給号俸別人員表などで構成されている。

ア 給与規定

定例給与として本俸は次のように構成される。



(給与規定第2条)

本俸は基本給と資格給の合計額で、資格規定に基づき、職員の能力の程度（等級）と勤務成績の評価（号俸）で資格給が定まる。（同 第10条）

本人給は、おおむね本人の年齢で定まり、職能給は、等級、号俸で定まる。

(同 第11条)

具体的な賃金決定は、次のとおりである。

本人給 給与規定別表(1) 本人給基準表 (略)

職能給 給与規定別表(2) 職能給基準表 A表又はB表 (略)

資格給 給与規定別表(3) 資格給支給基準表

本俸決定の重要な要素になっているのは資格給で、当該年度の勤務評価が関連して、号給が決定される。給与規定別表(3)は、次のとおりである。

別表(3) 資格給支給基準表

(1) 等級別資格給

資格等	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	9 等級
級内訳	書記 1 級	書記 2 級	書記 3 級	書記 4 級	副主事	主 事	副参事	参 事	参 与
資 格 給	A		63,700	70,700	79,700	87,700	95,700	103,700	111,700
	B	47,300	54,700	62,700	69,700	78,700	86,700	94,700	102,700
	C		61,700	68,700	77,700	85,700	93,700	101,700	109,700

(2) 資格給 A、B、C の適用基準

等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9
7 号俸	—	—	A	A	A	A	A	A	A
6 "	—	—	A	A	A	A	A	A	B
5 "	B	B	B	B	B	B	B	B	C
4 "	—	—	C	C	C	C	C	C	—
3 "	—	—	C	C	C	C	—	—	—

(注) (1) 資格給 A、B、C の適用基準は毎年度の人事考課による昇格号俸に応じて上記の通り決定する。

(2) 昇給者の資格給適用基準は新資格の C を適用する。

(3) 適用期間は毎年 4 月より翌年 3 月までの 1 カ年間とする。

イ 資格規定

資格規定は、全行員を等級、資格に格付けし、給与、役付に密接な関連をもたせている制度である。人事考課、試験等により昇格させていくが、一定の年数を経過しないと上の等級に進めない滞留年数制度がある。

この規定のうち重要なものは、次のとおりである。

(ア) 等級、資格と職位の対応

等級	資格	対応線	職位
1	書記1級		一般行員
2	書記2級		
3	書記3級		
4	書記4級		
5	副主事		
6	主事	係長	
7	副参事		店次長・支店長代理・課長代理
			調査役・検査役・審査役
8	参事		課長待遇・ブロック母店次長待遇
			課長・支店長・ブロック母店次長
9	参与		部次長・部長代理
			部長・ブロック母店長

(資格規定第2条、第11条)

(イ) 滞留年数

等級	資格	最短	標準	最長
1	書記1級	4年	4年	4年
2	書記2級	2	3	4
3	書記3級	2	3	4
4	書記4級	2	3	4
5	副主事	2	5	10
6	主事	2	5	13
7	副参事	2	5	
8	参事	3	5	
9	参与	20	6	

(同 第5条)

(ウ) 昇格基準

昇格は、昇格基準により、人事考課6、面接2、試験2の比重で総合的に勘案して決定される。

成績がよければ、最短滞留年数で昇格することになる。

昇格は毎年4月1日付けで行う。

[昇格基準]

資 格	人事考課	面 接	試 験
書記1級→書記2級	—	—	—
書記2級→書記3級	前年度の考課	母店長・人事部・部課長	筆記試験
書記3級→書記4級	〃	〃	〃
書記4級→副主事	〃	〃	〃
副主事→主事	〃	昇格認定委員会委員	〃
主事→副参事	〃	〃	論文 レポート
副参事→参事	〃	〃	〃
参事→参与	〃	〃	—

(同 第6条)

(2) 人事考課に関する制度

ア 人事考課実施要領

人事考課は、人事考課実施要領によって行われる。

その主要な事項は、次のとおりである。

(ア) 考課表の種類と被評定者区分

考課表は5種類とし、それぞれの被評定者区分は次の通りとする。

- (1) 人事考課表 (No.1) 1級職者
- (2) " (No.2) 2・3級職者 (表、略)
- (3) " (No.3) 4・5級職者 (人事考課実施要領2)
- (4) " (No.4) 6・7級職者
- (5) " (No.5) 技能職・作業職者

(イ) 考課表の評定項目等は、次のとおりである。(同3)

級職別評定項目及び評定点一覧表

区分	人事考課表 (Ⅵ 1)	人事考課表 (Ⅵ 2)	人事考課表 (Ⅵ 3)	人事考課表 (Ⅵ 4)	人事考課表 (Ⅵ 5)		
	1 級 職	2・3 級 職	4・5 級 職	6・7 級 職	技能職・作業職		
業 績	内 勤	仕事の正確さ 仕事の速さ 仕事の段取 整理・保管 連絡・報告	仕事の正確さ 仕事の速さ 仕事の段取 整理・保管 連絡・報告	仕事の正確さ・ 速さ 仕事の計画性 仕事のしめくく り・確認 創意・工夫 連絡・報告	内 勤	事務処理 仕事の管理 仕事の改善	仕事の処理 安全の確保 〔電話交換手 タイピスト・ 自動車運転手 電機技術者〕 整理・整頓 清掃(使丁) 仕事の段取 機密保持 行 動 連絡・報告
	外 渉	資金吸収 新規開拓 取引先深耕管理 情報収集 チームプレー	資金吸収 新規開拓 取引先深耕管理 情報収集 チームプレー	資金吸収 新規開拓 取引先深耕管理 情報収集 チームプレー	外 渉	資金吸収 新規開拓 取引先管理深耕	
評点	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5		
態 度	規律意識 積極性 責任感 協調性 節約観念 従順性	規律意識 積極性 責任感 協調性 節約観念	規律意識 積極性 責任感 原価意識	積極性 責任感 経営意識	規律意識 積極性 責任感 協調性 節約観念 奉仕観念		
評点	3 0	2 5	2 0	1 5	3 0		
能 力	職務知識 自己啓発 応 待 表現力 理解力	職務知識 自己啓発 折衝力 判断力 理解力 教育指導力	職務知識 調査力 折衝力 判断力 理解力 教育指導力	職務知識 企画力 折衝力 判断力 代行能力 教育指導力	職務知識 応 対 理解力 記憶力		
評点	2 5	3 0	3 0	3 0	2 0		
人 物	誠実性 明朗性 品性・素行 身嗜・礼儀	誠実性 明朗性 品性・素行 身嗜・礼儀 感情の安定性	誠実性 明朗性 品性・素行 身嗜・礼儀 感情の安定性 円満・公正	信頼・人望 品性・素行 包容力 感情の安定性 共感性 円満・公正	誠実性 明朗性 品性・素行 身嗜・礼儀 感情の安定性		
評点	2 0	2 0	2 5	3 0	2 5		
合計	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0		

(ウ) 評定者及び被評定者

(同 4)

(1) 人事考課は支店考課、ブロック考課及び総合考課の三種類とし、支店考課を第1次～第3次の三段階とする。

① 支店考課（年2回実施）

(イ) 第1次評定、評定者、直属係長（本部・本店……課長代理、直属係長）

(ロ) 第2次評定、評定者、次長、支店長代理（本部・本店……課長）

(ハ) 第3次評定、評定者、支店長、出張所長、本店次長、本部部長

② ブロック考課（年1回実施）

ブロック内支店間格差の調整

評定者 ブロック長、支店長、出張所長、（本部部長課長）

③ 総合考課（年1回実施）

本部で行う全店の考課調整及び決定

評定者 本部役員、ブロック長、部長

立合者 人事、研修課長

決定 社長

(2) 評定者、被評定者一覧表

区分	評定区分 被評定者	支店考課			ブロック考課	総合考課
		第1次	第2次	第3次	ブロック調整	全店調整
本部・本店	一般行員	課長代理 直屬係長	課長	部長 (本店・次長)	部長・課長 (本店営業部長)	本部役員 ブロック長 部長
	係長	課長代理	課長	部長 (本店・次長)	〃	〃
	課長代理	――	〃	〃	〃	〃
	審査役，検査役， 調査役	――	――	――	――	〃
	課長，本店次長 部長代理	――	――	――	――	〃
	部長	――	――	――	――	〃
支店	一般行員	直屬係長	次長 支店長代理	支店長 出張所長	ブロック長 支店長 出張所長	〃
	係長，所長代理	――	次長 支店長代理	〃	〃	〃
	支店長代理	――	次長	〃	〃	〃
	次長	――	――	〃	〃	〃
	支店長，出張所長	――	――	――	――	〃

(エ) 考課対象期間

支店考課は、年2回それぞれ上期、下期について行う。

- (1) 上期支店考課 4月1日から9月30日まで
- (2) 下期支店考課 10月1日から翌年3月31日まで

ブロック考課は、年1回ブロック内各店の上期下期の考課を総合して行う。

総合考課は、年1回各ブロックの考課を総合し、全店の年次考課として行う。

(オ) 評価尺度基準

人事考課を行う場合の評価基準点数は、次の通りによる。

人事考課表 No.1～No.5

- 期待水準よりはるかに優れている 5点
- // を十分満たしている 4点
- // をほぼ満たしている 3点
- // よりやや劣る 2点
- // よりかなり劣る 1点

(カ) 支店調整点の出し方

支店考課における第1次、第2次、第3次の評定点を次の基準により調整し、平均点を算出する。

$$\frac{\text{第1次評定点計(A)} + \text{第2次評定点計(B)} + (\text{第3次評定点計(C)} \times 2)}{\text{評定者数} + 1}$$

※ 小数点以下の端数が生じた場合は、四捨五入する。

イ 等級別、定期昇級昇号俸別人員表

人事考課により、各人ごと点数をつけブロックで点数を調整した後、本部において昇級号俸を決定する。

その際、等級別に同等級者を点数の良い者から配列するが、何号上昇する者は全体の何パーセントという枠組が定められている。

その枠組表は次のとおりである。

等級別，定期昇給昇給号俸別人員表

S 5 0.6.9
人 事 課

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
7	%	%	% 10	% 10	% 10	% 10	% 15	% 20	% 30	80
	人	人	9 人	5 人	11 人	17 人	17 人	17 人	4 人	
6	100	25	15	20	20	20	25	30	50	173
	284	31	14	10	22	35	29	26	6	
5		55	55	40	40	40	40	40	20	619
		69	49	21	45	69	46	34	2	
4		20	15	20	20	20	20	10		137
		25	13	10	22	35	23	9		
3			5	10	10	10				37
			4	5	11	17				
計	人 284	125	89	51	111	173	115	86	12	1046

(3) 試験制度

ア 試験制度の状況

行員は、昇格するには原則として試験を受けなければならない。

試験は、昇格基準により、最短滞留年数を経過している者を対象に行われる。

しかし、本人の希望があればその対象外の者でも受験できる。

1等級の者は受験資格がなく、2等級から5等級の者は筆記試験、6等級から8等級の者は論文試験を受ける。

試験は、本人が希望しなければ受験しなくてもよい。

受験率は、昇格対象者の70%程度と推認される。

昭和50年度の試験は、筆記試験は昭和50年2月22日(土)に、論文試験は、論文の提出期限が同年2月28日(金)であった。

イ 面接試験

面接試験は、面接者が臨店して行う。昭和50年度の面接は、昭和50年2月から4月にかけて行われた。

2等級から4等級までの者は、昇格認定委員会のブロック委員又は人事部長、人事課長が面接者となる。

また、5等級から7等級までは、昇格認定委員会の本部委員1名及びブロック委員1名が面接者となる。

ウ 昇格認定委員会

昇格の決定は、昇格認定委員会が行う。

資格規定第9条の規定により20名で構成される。

本 部 委 員 10名 専務、常務、各部長

ブ ロ ッ ク 委 員 10名 各ブロック母店長

5 従組の資格給、試験制度、労働条件に関する抗議、要求

(1) 従組の資格給、試験制度についての抗議

従組は、銀行が昭和48年から資格給制度、試験制度を導入する意図をもっていたので、資格基準、昇格基準が明確でないこと、その他の理由で、反対していた。その後の経過は次のとおりである。

ア 昭和48年7月4日 従組会社に抗議書を提出

(抗議の趣旨) 資格基準、昇格基準があいまいなまま社内報あさひ創刊号(48.6.1発行)で資格給制度を導入、実施することを宣伝する銀行の態度に抗議した。

イ 昭和48年7月19日 抗議書を提出

昭和48年度の賃金査定及び資格給制度導入に抗議

ウ 昭和50年2月21日 資格給、試験制度に関する申入書を銀行に提出し、昭和50年3月11日までに文書回答を求めた。

その申入れ事項は、次のとおりであった。

(1) 資格給、試験制度を撤回すること。

- (2) 恣意的人事考課による賃金差別、資格差別を行わないこと。
- (3) 有資格者に対し、受験を強制しないこと。
- (4) 受験しない者に対して、昇給、昇格、転勤など一切の差別を行わないこと。
- (5) 昇格、昇進は、年齢、勤続年数を重視し、公正に行うこと。
- (6) なお、本年度は従組員は、前記理由（昭和49年10月18日紛争が解決した直後、職組員37名の賃金引き上げを行った。

このため従組員は、再び同期生の最低のランクに位置された。

このようななかでの試験は、なんら公正、公平さも期待できない。)により受験しない。

エ 昭和51年4月23日 資格給、試験制度に関する申入れ書を銀行に提出した。その内容はおおむね（甲第36号証）と同様である。

(2) 従組の銀行に対する時間外労働、預金獲得に伴う労働強化の問題等について要求、申入れ

ア 昭和47年8月9日従組は銀行に対して要求申入書を提出した。

その趣旨は、全店の労働条件実態調査を行うこと、計画的な人員設計を行うこと、違算残業等に完全な超過勤務手当を支給すること、女子行員の違法残業をやめること等であった。

イ 昭和49年10月22日従組は銀行に対し、時間外労働に関する申入書を提出し回答を求めた。

その趣旨は違法残業をなくす施策について等であった。

ウ 昭和49年12月14日銀行は従組に回答書をだした。その趣旨は、違法残業の善処策等であった。

エ 昭和50年11月5日従組は、銀行に時間外労働に関する申入書を提出した。

その趣旨は、慢性残業、違法残業の解決策、時間外手当の支給方法の明確化を求めたものであった。

オ その後、従組は銀行に次のような申入れを行った。

昭和51. 3. 25 時間外労働に関する申入書提出

〃 51. 7. 20 慢性残業、労働基準法違反残業等に関する申入れ

〃 51. 10. 22 申入書、慢性残業、特に渉外行員の帰行時刻の問題をとりあげた。

〃 52. 3. 24 期末、期首の残業に関する申入れ

〃 50. 11. 5 預金獲得の個人割当、成績公表、表彰制度など労働強化に関する申入書

6 従組員の人事考課、号俸査定

(1) 人事考課

昭和49年度上期、下期の人事考課で、この事件に係る従組員のものは次の人事考課一覧表のとおりである。

(2) 号俸査定

昭和49年度の号俸査定は、ブロック調整を行い、ブロックで点数順に配列し、本部で号俸査定をした。

この事件に係る従組員のものは、号俸査定一覧表のとおりである。

従組員の人事考課表(1)

氏名	現等級	部店名	係名	勤続年数 (年)	昭和49年度評価点数									
					(昭49.4.1~49.9.30)				下期 (昭49.10.1~50.3.31)					
					第一次	第二次	第三次	支店調整点	第一次	第二次	第三次	支店調整点	ブロック調整点	
A7	7	融資部	融資課	28			79				79			
A8	5	熊本支店	出納係	20	74	71	69	71	76	73	71	73	72	
A9	5	末吉支店	預金係	19	71	75	73	73	68		70	69	73	
A10	6	谷山支店	預金兼為替係	19	79	80	84	82	78	79	79	79	81	
A13	6	荒尾支店	渉外係	14	76	73	78	76		78	78	78	78	
A14	6	事務部	事務集中課	14	80	76	78	78	76	75	75	75	78	
A16	6	荒田支店	融資係	14	78	75	77	77	77	75	76	76	75	
A17	6	延岡支店	渉外係	12	84	81	77	80	79	75	75	76	75	
A19	4	川辺支店	渉外係	11	78	78	78	78	78	78	79	79	79	
A20	4	顚娃支店	融資兼為替係	11	83	81	81	82	86	80	82	83	80	
A21	4	岩川支店	計算、出納係	11		80	83	82		83	83	83	82	

従組員の人事考課表(2)

氏名	49年度上期下期評定の別	総合評定(第三次評定者記入)															
		総合能力					昇給					昇格					
		極めて優秀である	かなり優秀である	普通	普通よりかなり劣っている	極めて劣っている	最も高い昇給をさせたい…… 7号俸	普通より高い昇給をさせたい…… 6〃	普通の昇給をさせたい…… 5〃	普通より低い昇給が相当である…… 4〃	止むを得ない最低の昇給でも 3〃	今すぐ上位の等級に昇格しても十分能力を發揮することを目指す	信をもつて推せんする	今すぐ上位の等級に昇格しても能力は十分ある	現等級であればよいが必ず	現等級は不足している	現等級について不適格である
A7	上			○				○						○			
	下			○				○						○			
A8	上			○										○			
	下																
A9	上			○					○					○			
	下				○				○						○		
A10	上		○					○						○			
	下			○				○						○			
A13	上		○				○						○				
	下			○				○						○			
A14	上													○			
	下			○				○						○			
A16	上			○				○						○			
	下			○				○						○			
A17	上		○					○					○				
	下			○				○						○			
A19	上			○				○						○			
	下			○				○						○			
A20	上		○					○					○				
	下		○				○						○				
A21	上		○					○					○				
	下		○					○					○				
(注)空欄は記載のないもの																	

従組員の号俸査定表 (49/4~50/3)

4等級			4等級			5等級			5等級			6等級			6等級			6等級			6等級			7等級					
加世田ブロック			鹿屋ブロック			宮崎ブロック			熊本ブロック			鹿児島市内ブロック			宮崎ブロック			熊本ブロック			本部			本部					
氏名	調整点	定昇 (号俸)	氏名	調整点	定昇 (号俸)	氏名	調整点	定昇 (号俸)	氏名	調整点	定昇 (号俸)	氏名	調整点	定昇 (号俸)	氏名	調整点	定昇 (号俸)	氏名	調整点	定昇 (号俸)	氏名	調整点	定昇 (号俸)	氏名	調整点	定昇 (号俸)			
A	85	6	A21	82	5	A	83	6	C	85	7	B	87	7	C	86	7	A	84	7	B	85	7	B	85	7	B	85	7
A20	80	4				B	76	5	B	84	7	A	85	7	A	85	7	C	84	7	A	85	6	C	85	7			
A19	欠33日 79	3				C	74	5	A	84	7	C	85	7	B	85	7	B	82	6	D	83	6	D	84	6			
						A9	73	3	E	81	6	H	83	6	D	83	6	F	82	6	C	83	6	H	84	7			
									F	78	5	F	83	6	F	83	5	Q	80	5	E	82	6	E	83	6			
									H	76	5	E	81	6	E	80	5	D	79	6	F	80	5	G	欠日 83	5			
									D	75	5	D	81	6	G	78	5	A13	78	5	I	80	5	I	83	6			
									G	75	4	I	81	5	I	76	5	F	76	5	H	80	4	A	82	5			
									I	72	4	G	80	5	A17	75	4	I	76	5	A14	78	5	L	81	5			
									A8	72	4	M	80	5	K	74	4	E	75	5	G	78	5	F	80	5			
									K	72	3	N	79	5	J	73	4	K	74	5	J	77	3	J	80	5			
									L	72	4	J	78	5	L	70	3	L	74	5	L	72	4	A7	79	5			
												K	78	5				M	74	4				N	78	5			
												R	78	5				N	74	5				M	77	4			
												O	76	5				S	73	5				P	76	4			
												T	76	5				R	72	4				O	75	4			
												A10	欠5日 76	4				P	65	3									
												P	退職 75	3				O	65	3				Q	88	7			
												A16	75	5				T	65	3				R	84	6			
												U	74	4				H	退職 78	3				S	88	7			
												S	68	3										T	87	7			

(3) 昇格認定

ア 昇格認定資料

昇格認定は、銀行の本部で昇格認定委員会を開き、委員会議のうえ決定される。

そのときの委員の手持ち資料は、等級別の在籍者昇格認定資料表(1)～(6)のとおりで、これらの表は、従組員が関係する4等級から6等級の分である。

この表の読みとり方法は、次のとおりである。

(ア) 学歴の欄

大は、新制大学卒、旧大は、旧制大学卒、旧専は、旧制専門学校卒、高は新制高校卒、短は新制短期大学卒、旧中は旧制中学校卒、中は、新制中学校卒、高小は、旧制高等小学校卒である。

(イ) 勤務年数及び修正勤務年数の欄

勤務年数は、実勤務年数で、これに○印内の学歴加算年数を加算したものが修正勤務年数である。

(ウ) 昇格要素

人事考課の○印内の数字は、前年昇格認定時の等級で、○印の数字がないものは、前年と同等級のものである。

(エ) 面接、試験

面接、試験の採点順位は、S、A、B、C、Dの順である。

(オ) 昇格の欄

○印は、最短滞留年数を経過して昇格（ただし、4等級の○印は自動昇格）、◎印は、標準滞留年数を経過して昇格、⊗印は、最短滞留年数を経過しないで昇格、△印は、標準滞留年数に達したもの、×印は、最短滞留年数に達していないもの、空欄は、最短滞留年数を経過したものを表す。

イ 昇格状況

昇格状況の主要要素を集計すると、次のようになる。

		4 等級	5 等級	6 等級
昇 格 者		51人中 18人	111人中 29人	174人中 43人
昇格者の人事考課	3号	1人	0人	0
	4	0	4	8
	5	7	14	18
	6	7	7	15
	7	3	4	1
昇格者のうち	面接を受けた者	17	20	39
	筆記試験を受けた者	17	20	31
昇格者の現等級における滞留状況	8年	0	13	23
	7	0	1	2
	6	0	0	4
	5	0	0	5
	4	9	3	4
	3	9	6	2
	2	0	5	1
	1	0	1	2

4等級在籍者昇格認定資料 (50.4.1現在)

表 (1)

氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格	氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格
						人事考課	面接	試験								人事考課	面接	試験	
1	51	高小	16	16	4	3			○	31	29	高	11	11	3	6	A	C	△
2	32	大	9+④	13	4	5	A	A	○	32	29	〃	11	11	2	6	B	A	
3	33	〃	9+④	13	4	6	A	S	○	33	29	〃	11	11	2	3	B	B	
4	31	〃	9+④	13	4	5	B	A	○	34	29	大	7+④	11	1	③-5			×
5	31	〃	9+④	13	4	6	B	B	○	35	29	大	7+④	11	2	5	A		
6	33	高	12	12	3	5	B	A	△	36	28	高	10	10	1	③-5			×
7	33	〃	12	12	1	③-5			×	37	28	大	6+④	10	1	③-6			×
8	31	〃	12	12	4	5	A	S	○	38	30	高	12	12	3	5	A	B	△
9	31	〃	12	12	3	6	A	B	△	39									
10	30	〃	12	12	3	7	A	A	△	40	28	大	6+④	10	1	③-5			×
A21	30	〃	12	12	2	5				41	28	〃	6+④	10	1	③-5			×
A20	30	〃	12	12	2	4				42	30	〃	6+④	10	1	③-6			×
A19	30	〃	12	12	2	4				43	29	〃	6+④	10	1	③-6			×
14	30	〃	12	12	1	③-4			×	44	28	〃	6+④	10	1	③-5			×
15	30	〃	12	12	4	5	A	A	○	45	28	〃	6+④	10	1	③-7		B	×
16	30	〃	12	12	4	6	A	A	○	46	27	高	9	9	1	③-7			×
17	30	〃	12	12	4	6	S	S	○	47	27	〃	9	9	1	③-6			×
18	30	大	8+④	12	2	5	B	B		48	27	〃	9	9	1	③-7			×
19	29	高	11	11	2	5	A	D		49	46	中	9	9	2	4			
20	29	〃	11	11	3	5	A	B	△	50	28	大	5+④	9	1	③-7			×
21	29	〃	11	11	2	5	B	C		51	29	〃	5+④	9	1	③-7			×
22	29	〃	11	11	3	6	B	A	△	52	35	高	8	8	2	5			
23	29	〃	11	11	2	5	B	S											
24	29	〃	11	11	2	5	A	A											
25	29	〃	11	11	3	7	A	A	△										
26	29	〃	11	11	3	6	A	A	△										
27	35	〃	11	11	3	5	A	B	△										
28	31	〃	11	11	2	5	B	A											
29	29	〃	11	11	3	7	S	A	△										
30	29	〃	11	11	3	6			△										

5等級在籍者昇格認定資料 (50.4.1現在)

表 (2)

氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格	氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格
						人事考課	面接	試験								人事考課	面接	試験	
1	56	高小	25	25	4	3				31	55	旧中	20	20	8	4	B	C	△
2	51	〃	25	25	8	6			△	32	56	〃	20	20	3	6	B	D	○
3	53	旧中	24	24	8	4			△	33	55	〃	20	20	8	5			△
4	53	高小	24	24	8	5			△	34	54	高小	20	20	8	5			△
5	55	旧中	24	24	4	5				35	54	旧中	20	20	8	5			△
6	55	高小	24	24	8	5			△	36	53	〃	20	20	3	4			
7	47	旧中	24	24	8	5	C	B	△	37	53	〃	20	20	2	4	B	C	
8	52	〃	23	23	3	5				38	52	〃	20	20	8	3	B	C	△
9	56	〃	23	23	8	4			△	39	52	高小	20	20	8	6	A	B	△
10	51	〃	23	23	4	5	B	A	○	40	50	旧中	20	20	7	4			△
11	54	高小	22	22	4	4				41	46		20	20	2	4	B	B	
12	56	〃	22	22	8	5			△	42	46	旧中	20	20	8	4			△
13	54	〃	21	21	8	4			△	A 9	45	〃	20	20	2	3			
14	53	旧中	21	21	4	4	B	A		44	42	高	20	20	8	5	B		△
15	53	高小	21	21	8	3			△	45	56	旧中	19	19	8	5			△
16	53	旧中	21	21	3	3	B	B		46	55	高小	19	19	4	4			
17	52	〃	21	21	8	5			△	47	51	旧中	19	19	3	3			
18	52	〃	21	21	2	4				48	51	高小	19	19	8	3			△
19	51	〃	21	21	7	4	C	B	△	49	50	旧中	19	19	8	4	C	C	△
20	51	高小	21	21	8	5			△	50	49	〃	19	19	8	4	B	C	△
21	51	旧中	21	21	8	5	B	B	△	51	48	高小	19	19	4	5			
22	50	高小	21	21	8	4	B	C	△	52	47	〃	19	19	8	3			△
23	50	旧中	21	21	4	5				53	56	旧中	19	19	3	5			
24	50	高小	21	21	7	5			△	54	40	短	17+②	19	2	3	B	B	
25	47	旧中	21	21	3	5				55	53	旧中	18	18	4	5	B	B	○
26	46	高小	21	21	4	4	C			56	50	〃	18	18	3	4	B		
27	46	高	21	21	8	5	B	B	△	57	43	高	18	18	4	5	A		
28	43	〃	21	21	4	4				58	53	旧中	17	17	2	5	B	B	
29	42	〃	21	21	4	4				59	53	高小	17	17	3	6	A	A	○
30	39	〃	21	21	8	5			△	60	49	旧中	17	17	4	5			

表 (3)

氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格	氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格
						人事考課	面接	試験								人事考課	面接	試験	
61	45	旧中	17	17	8	5	B		△	91	31	高	13	13	1	④-5			×
62	42	高	17	17	4	5	B	B	○	92	31	〃	13	13	3	7	A	A	○
63	42	小	16	16	8	6	A	B	△	93	31	〃	13	13	3	7	A	B	○
64	50	高小	16	16	3	5			○	94	32	〃	13	13	2	7	A	A	
65	34	高	16	16	2	5			○	95	31	〃	13	13	1	④-6			×
66	34	〃	16	16	2	6	B	A	○	96	31	〃	13	13	2	6	A	A	
67	34	〃	16	16	1	④-4			⊗	97	31	〃	13	13	3	6	A		
68	34	〃	16	16	2	5	B	D		98	32	〃	13	13	2	6	B	B	
69	45	〃	16	16	8	5	B	A	△	99	31	〃	13	13	1	④-6			×
70	33	大	12+④	16	1	④-4			×	100	31	〃	13	13	3	7	A	A	○
71	36	〃	12+④	16	2	7	A	S		101	31	〃	13	13	1	④-6			×
72	33	高	15	15	2	5	A	A		102	31	〃	13	13	2	7	A	S	
73	34	〃	15	15	1	④-4			×	103	35	短	11+②	13	1	④-6			×
74	33	〃	15	15	2	5			○	104	31	大	9+④	13	1	④-7			×
75	33	〃	15	15	2	6	A	A	○	105	32	〃	9+④	13	1	④-7			×
76	33	大	11+④	15	2	7	A	B	○	106	35	〃	9+④	13	1	④-5			×
77	33	〃	11+④	15	4	7	A	A		107	30	高	12	12	1	④-7			
78	33	〃	11+④	15	1	④-5		B	×	108	30	〃	12	12	1	④-7			
79	33	〃	11+④	15	2	7	A	A		109	30	〃	12	12	1	④-7			×
80	34	〃	11+④	15	2	7	A	A		110	38	中	10	10	2	7	A		
81	34	〃	11+④	15	1	④-5			×	111	49	旧中	5	5	2	6	B	C	
82	33	〃	11+④	15	2	6	A	A											
83	33	〃	11+④	15	2	6	A	B											
84	36	〃	11+④	15	2	5	A	S											
85	33	〃	11+④	15	1	④-6			×										
86	33	高	14	14	2	5	A	B											
87	32	〃	14	14	1	④-4													
88	32	〃	14	14	2	5	B	S											
89	32	〃	14	14	2	5	B	B											
90	31	〃	13	13	1	④-3			×										

6等級在籍者昇格認定資料 (50.4.1現在)

表 (4)

氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格	氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格
						人事考課	面接	試験								人事考課	面接	試験	
1	47	旧中	30	30	1	⑤-4			×	31	40	高	22	22	7	5			△
2	52	高小	27	27	1	⑤-3			×	32	44	旧中	22	22	3	4			
3	48	〃	26	26	8	3	B		△	33	50	高小	22	22	8	3	C		△
4	55	〃	26	26	1	⑤-5			×	34	51	〃	22	22	8	4			△
5	56	旧大	21+④	25	8	4			△	35	51	旧中	22	22	8	4	B	C	△
6	49	旧中	24	24	1	⑤-5			×	36	55	高小	22	22	8	3			△
7	50	〃	24	24	8	4	B	B	△	37	41	短	20+②	22	1	⑤-6			×
8	53	高小	24	24	8	5			△	38	40	〃	20+②	22	8	5	B		△
9	53	〃	24	24	8	5	B	B	△	39	54	旧専	20+②	22	8	4	B	A	△
10	55	〃	24	24	8	5			△	40	44	大	18+4	22	5	5	B	B	△
11	42	高	24	24	4	4	A			41	47	高小	21	21	8	5	A	B	△
12	43	〃	24	24	8	5	B		△	42	43	〃	21	21	8	5	B		△
13	44	〃	24	24	1	⑤-6			×	43	48	旧中	21	21	1	⑤-6	B		×
14	45	短	22+②	24	8	4	B	C	△	44	47	〃	21	21	5	4	B		△
15	49	旧中	23	23	8	5	B		△	45	50	〃	21	21	5	5			△
16	43	高	23	23	8	5	A		△	46	40	高	21	21	1	⑤-5			⊗
17	51	高小	23	23	8	5	B	B	△	47	39	〃	21	21	1	⑤-6			⊗
18	48	旧中	23	23	8	3	B		△	48	39	〃	21	21	8	5	B	B	△
19	55	短	21+②	23	7	4			△	49	51	高小	21	21	1	⑤-5			×
20	41	高	23	23	8	5			△	50	39	高	21	21	4	4	B		
21	43	〃	23	23	8	4	A	A	△	51	49	旧中	21	21	4	4			
22	41	〃	23	23	8	4	C		△	52	52	高小	21	21	8	4	A		△
23	48	〃	23	23	8	5	B	B	△	53	44	高	21	21	4	4	B	B	○
24	51	高小	23	23	1	⑤-6			×	54	54	旧専	19+②	21	1	⑤-5			×
25	41	短	21+②	23	1	⑤-4			×	55	41	大	17+④	21	3	5	B		○
26	41	〃	21+②	23	2	3	B			56	40	〃	17+④	21	2	3	B	B	
27	41	〃	21+②	23	5	4	B		△	57	39	〃	17+④	21	8	4	B		△
28	43	〃	21+②	23	8	5	B	B	△	58	46	旧中	20	20	1	⑤-5			×
29	51	旧中	22	22	8	5	B	B	△	59	44	高	20	20	2	5	B		
30	46	高	22	22	8	5	B	B	△	60	52	旧中	20	20	8	4	B	B	△

6等級在籍者昇格認定資料 (50.4.1現在)

表 (5)

氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格	氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格
						人事考課	面接	試験								人事考課	面接	試験	
61	39	高	20	20	8	5	B		△	91	44	短	18+②	20	8	5	B		△
62	47	〃	20	20	6	5	A		△	92	52	旧大	16+④	20	1	⑤-5			×
63	51	旧中	20	20	8	4			△	93	44	旧中	19	19	5	6	A	B	△
64	47	高小	20	20	8	3			△	94	52	〃	19	19	8	4			△
65	42	高	20	20	1	⑤-4			×	95	37	高	19	19	4	6	A	A	○
66	51	旧中	20	20	1	⑤-6			×	96	47	旧中	19	19	1	⑤-6			×
67	38	高	20	20	5	4	B	B	△	97	37	高	19	19	6	5	B		△
68	38	〃	20	20	8	6	A	A	△	98	49	旧中	19	19	1	⑤-5			×
69	38	〃	20	20	6	6	A	A	△	99	42	高	19	19	3	5	B	C	
70	38	〃	20	20	6	6	A	B	△	100	47	〃	19	19	8	3			△
71	38	〃	20	20	5	5	A	B	△	101	37	〃	19	19	4	5	A	B	
72	38	〃	20	20	5	5	B		△	102	49	高小	19	19	8	3			△
73	38	〃	20	20	6	5			△	103	49	旧中	19	19	6	5	B	B	△
74	38	〃	20	20	5	5	A	B	△	104	39	短	17+②	19	7	6	A		△
75	38	〃	20	20	5	5	B	B	△	105	38	〃	17+②	19	3	4	C	B	
76	38	〃	20	20	8	5	A	A	△	106	43	〃	17+②	19	6	5	A		△
77	39	〃	20	20	8	6	A	C	△	107	37	大	15+④	19	2	6	A	A	○
78	50	旧中	20	20	5	5			△	A13	37	〃	15+④	19	1	⑤-6			×
79	53	高小	20	20	8	3	C		△	A16	38	〃	15+④	19	1	⑤-5			×
80	53	〃	20	20	8	3			△	110	38	〃	15+④	19	4	6	B		
81	38	高	20	20	8	4	S	A	△	A14	38	〃	15+④	19	1	⑤-6			×
82	49	高小	20	20	8	5	A	C	△	112	39	〃	15+④	19	4	5	B	B	
83	54	〃	20	20	1	⑤-6			×	113	40	〃	15+④	19	5	6	B		△
84	47	旧中	20	20	8	4	B	C	△	114	40	〃	15+④	19	1	⑤-6			×
85	42	中	20	20	1	⑤-6			×	115	42	〃	15+④	19	4	5	A	A	○
86	51	旧中	20	20	8	5			△	116	36	高	18	18	3	5			
87	50	〃	20	20	1	⑤-6			×	117	54	旧中	18	18	1	⑤-6			×
88	45	高	20	20	3	4				118	49	旧専	16+②	18	7	5	B	A	△
89	52	高小	20	20	8	4	B	B	△	119	36	短	16+②	18	5	6	A	B	△
90	38	高	20	20	5	5	B	B	△	120	36	〃	16+②	18	5	6	A	A	△

6等級在籍者昇格認定資料 (50.4.1現在)

表 (6)

氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格	氏名	年齢	学歴	勤務年数	修正 勤務年数	現等級 滞留年数	昇格要素			昇格
						人事考課	面接	試験								人事考課	面接	試験	
121	36	短	16+②	18	4	6	B	A	○	151	42	高	16	16	1	⑤-6			×
122	38	〃	16+②	18	6	6	A		△	152	39	〃	16	16	4	5			
123	38	〃	16+②	18	5	6	A	B	△	153	39	〃	16	16	3	6	B	B	
124	41	大	14+④	18	3	3	B	B		154	37	〃	16	16	2	5	A	A	
125	37	〃	14+④	18	3	7	S	B	○	155	34	大	12+④	16	2	5	B	A	
126	39	〃	14+④	18	5	6	A	A	△	156	34	〃	12+④	16	3	5	A	A	
127	42	高	17	17	3	5	B	B		157	37	〃	12+④	16	4	6	A	A	
128	41	〃	17	17	1	⑤-7			×	158	49	旧中	15	15	3	5	B		
129	47	旧中	17	17	1	⑤-7			×	159	45	高	15	15	3	7	A	B	
130	48	〃	17	17	5	4	B		△	160	33	〃	15	15	1	⑤-7			×
131	50	高小	17	17	4	5	A	B		161	33	〃	15	15	1	⑤-6			×
132	35	高	17	17	1	⑤-5			×	162	33	〃	15	15	1	⑤-6			×
133	36	〃	17	17	3	3	B	A		163	37	短	13+②	15	3	5	A	B	
134	36	〃	17	17	2	5	A	B		164	37	大	11+④	15	3	7	S		
135	38	〃	17	17	6	6	A	A	△	165	33	〃	11+④	15	1	⑤-6			×
136	38	短	15+②	17	4	5	A	B		166	35	〃	11+④	15	1	⑤-7			×
137	45	〃	15+②	17	3	7	A	S		167	34	高	14	14	2	5			
138	35	大	13+④	17	1	⑤-5			×	168	33	〃	14	14	3	5			
139	35	〃	13+④	17	3	5	A			169	32	〃	14	14	4	7	S	A	
140	37	〃	13+④	17	4	3	A			170	32	〃	14	14	2	6	A	S	
141	36	〃	13+④	17	1	⑤-6	B	B	×	171	32	〃	14	14	2	5	B		
142	36	〃	13+④	17	2	6	A	A		172	32	〃	13	13	2	6	A	A	
143	43	高	16	16	6	4			△	173	31	〃	13	13	4	7	A	A	
144	48	旧中	16	16	7	3			△	174	38	大	15+④	19	1	⑤-5			×
145	39	中	16	16	4	7	B	A											
146	43	高	16	16	5	4			△										
147	34	〃	16	16	3	4	A	B											
148	34	〃	16	16	2	5	B												
149	33	〃	16	16	5	7	A	B	△										
150	34	〃	16	16	5	7	A		△										

第2 当委員会の判断

1 双方の主張

(1) 従組の主張

ア 昭和50年度の賃金査定について

銀行が決定した各従組員の50年度の等級号俸は、次の表のとおり同期生のなかで最低にランクされている。

従組員がいくら働いても、年令別に比較すると、最低であることが問題である。

昭和50年度の等級、号俸比較表

申立書添付別表(1)

氏名	査定	等級 アップ	氏名	査定	等級 アップ
H	8等級6号俸		B	6等級5号俸	
D	8 " 5 "		A	5 " 4 "	
B	7 " 6 "		A9	5 " 3 "	
C	7 " 5 "				
A7	7 " 5 "				
G	7 " 4 "		A	6 " 6 "	
E	7 " 4 "		A10	6 " 4 "	
A	7 " 4 "				
			A	6 " 7 "	
			E	6 " 6 "	
C	5 " 5 "		B	6 " 6 "	
B	5 " 5 "		C	6 " 6 "	
A	5 " 4 "		D	5 " 6 "	6
A8	5 " 4 "		A4	5 " 5 "	6
			A5	5 " 3 "	6
C	8 " 6 "				
H	7 " 7 "	8			
G	7 " 7 "	8	A	8 " 6 "	
J	7 " 5 "		B	8 " 6 "	
I	7 " 5 "		C	6 " 6 "	
B	7 " 5 "		E	6 " 6 "	7
D	7 " 5 "		D	6 " 6 "	
E	7 " 5 "		F	6 " 5 "	7
A	7 " 4 "		A16	6 " 5 "	
F	6 " 5 "	7	A14	6 " 5 "	
A2	6 " 5 "	7	A13	6 " 5 "	
A3	6 " 4 "	7			

氏 名	査 定	等 級 アップ
F	7等級7号俸	
B	6 " 7 "	
C	6 " 5 "	
E	6 " 5 "	
D	5 " 5 "	6
A	5 " 5 "	6
A6	5 " 5 "	6
B	6 " 6 "	
A	6 " 5 "	
D	6 " 5 "	
C	6 " 5 "	
A17	6 " 4 "	
F	5 " 7 "	
I	5 " 6 "	
G	5 " 6 "	
B	4 " 7 "	5
E	4 " 6 "	5
C	4 " 6 "	5
J	4 " 6 "	5
A	4 " 6 "	5
D	4 " 5 "	
H	4 " 5 "	5
A21	4 " 5 "	
A20	4 " 4 "	
A19	4 " 3 "	

また、A14委員長は、考課査定「経営意識」の欄の採点で、49年4月から9月までは第三次評定において4であったが、49年10月から50年3月までのそれは2であった。

このことは、従組員を低査定にするという一例である。従組員がA16、A14グループにとどまらず、最下位にランクする理由は、春の賃上げ、生活向上を目指す賃上げの闘い、働きがいのある明るい職場を目指して労働基準法違反のないようにし、女子の違法残業、手当の未払い等の問題を取りあげて支店長交渉をして闘っている。

このようなことが影響して、従組員が差別をされている。従組員が職場の労働者の利益を守って闘うこと、これが経営者の嫌悪する大きな理由である。

イ 役付登用について

銀行は、従組員を不当に役付につけないという差別を行っている。

従組員で、49年10月鹿児島県地労委の和解解決で役職についた者もでて、現在（昭和51年7月20日救済申立時）役職者は8名であるが、A20、A10、A17の3名を除いて同期生に比較すれば、役職、役職手当とも低くなっている。

したがって、A4、A5、A9、A6、A2、A3、A14、A13、A16の9名の従組員については、同期生の半数以上が役職についているが、従組員は役職につけられず、または、低い役職につけつけるなど不利益扱いを受けている。

ウ 昭和39年からの従組に対する銀行の行為

銀行は、昭和39年に組合分裂攻撃を行い、その後も従組員に攻撃を行ってきた。

第1点は、職制を通じて行なわれた従組からの脱落工作である。

第2点は、39年度の賃上げをしない、一時金を支給しないという形での従組員に対する経済的圧迫である。

第3点は、入行するとき、3名以上の有資産者の保証人の立証を必要とするが、保証人に従組員の保証をやめろという保証人に対する説得工作である。

第4点は、昭和39年から昭和41年にかけて従組員を僻地とか離島に転勤させたことである。

第5点は、従組員の解雇である。従組分裂前はA22、分裂後はA1が解雇された。

第6点は、銀行と職員組合の幹部が一体となって行った従組の切り崩し工作である。

第7点は、賃金差別、昇格差別と銀行側が新入行員を職員組合にいれさせる工作である。

昭和49年10月には、これらの事件が解決したが、49年11月に職組員37名の賃金引上げを行う不当労働行為を行った。

本件の不当労働行為も従組攻撃の一環であり、組合の所属、組合活動を理由とする不利益取扱、組合運営に対する支配介入である。

(2) 銀行の主張

ア 昭和50年度の賃金査定等について

銀行は、行員の昭和50年度の人事考課査定及び昇格に基づく定期昇給、資格給を昭和50年7月22日に昭和50年4月1日に遡及して支給した。

そのうち、従組員の査定号俸等は、申立書添付別表(1)のとおりであることは認める。

しかしながら、従組員が同期生のなかで最低にランクされているという従組の主張は失当である。

イ 役付登用について

役付登用は、本人の経歴のほか業績・態度・職務知識・人格・品性・指導力・経営意識等を総合的に勘案し、経営管理を行う上で役付者として選任であるかどうかを判断して決定するものであり、この問題を同期生との比較で決定する道理はない。

また、役付手当は一定の役職に就いている者がその管理責任を全うすることに対して支払われる職務手当である。

従って、役付についていない者に対する役付手当の支給並びに同期生に支払っている役付手当の平均額を支給すべき理由は存立しないので申立人の主張は失当である。

ウ 従組の申立てについて

今回の従組の申立てについては、昭和50年度の昇給額（定期昇給・ベースアップ）と給与規定上の等級を是正するとともに、同期生の多数がついている役職と同等の役職につけ、かつ役付手当の平均額を支給せよとの申立内容であるが、これは当行の人

事考課制度並びに給与規定等は無視するものであり、理由がない。

銀行は、行員の処遇について常に公平妥当を旨としており、昇給差別をする意志は毛頭ないし、又その事実はない。

また、組合活動に対して不利益扱いや支配介入の事実はない。

2 判断

(1) 従組員11名の昭和50年度昇給是正について

従組に所属する行員の査定号俸及び等級並びに同期生の査定号俸及び等級が、申立書添付別表(1)のとおりであることは当事者間に争いが無い。

ところで、上記各行員の昭和50年度賃金上昇額、同各行員を除くその各同期生の同年度賃金平均上昇額、双方間の各差額は、前述第1、3別表3で表示してあるとおりである。

従組員の昭和50年度査定号俸及び等級は、申立書添付別表(1)からみると、おおむね従組員を除外した各同期生中の最低者と同列かそれ以下である。

また、等級別号俸査定表からみると、救済申立てをしている従組員11名中5が5名、4が4名、3が2名で、7、6が1名もおらず、総体的に中低位であることが一応不自然な印象を受ける。

しかしながら、その賃金上昇額においては、和解による等級アップ等の事情があったとはいえ、従組員16名中5名が各同期生の平均上昇額を相当上回る昇給をしているのである。

会社の賃金査定は、当該年度の前期、後期の勤務評定に基づき、年1回総合査定を行い、等級別、定期昇給昇給号俸別人員表により、7、6、5、4、3の各号俸への振り分け作業をするわけであるが、従組員の人事考課表(1)昇給欄をみても、全般的に第3次評定者(支店長格)は「普通の昇給をさせたい。」「普通より高い昇給をさせたい。」と評定していて、銀行に限らず普通の職場でよくみられる評定をしており、特に従組員であるが故の差別傾向を看取することができない。

一方、本件が発生するまでの労使関係は、前記第1、2に認定したとおりである。

不当労働行為意思存否の認定に関しては、当委員会としても申立人の主張するような「積極的、直接的な証拠にもとづかなくとも、外部に現われた使用者の具体的状況から客観的合理的に推認できれば足りる。」という考え方は、一応理解できる。

しかしながら、当事者間に争いのない申立書添付別表(1)記載の事実と、前記第1、2に認定した事実中昭和45年(不)第4号事件の和解成立前頃までの労使関係事実とのみを考察して推認するのならば格別、それらと密接な関連を有する前記第1、3別表3表示の事実や上記和解の成立前後の労使関係事実すなわち、

- ① 和解成立にむけて銀行も自主的な折衝を20回も行うなど、真剣に努力していること。
- ② 和解の解決金について、銀行は、その金額につき相当多額の約束で譲歩し、支払の履行をしていること。
- ③ 当委員会によって、さきに不当労働行為と判断された昭和50年(不)第7号事件の銀行の職組員37名に関する賃金調整行為は、職組の相当強い圧力のもとにやむなくなされたことがうかがえること。
- ④ 職組員に関する上記賃金調整は、人数においても金額においても、それぞれ最少限にとどめるよう努力したことがうかがえ、また、解決金等全然支給していないこと等(以上前記第1、2、(2)及び(3)参照)を一体として考慮するならば、他に不当労働行為意思存在についての積極的直接的事実、特に査定時に近い時点での事実がない以上、従組員11名の各昇給額をその各同期生の平均昇給額にまで達しさせていない銀行の行為につき、銀行に不当労働行為意思が存在したと客観的合理的に推認できるまでには至らない。

この判断は、前述認定事実中、申立人の主張する上記以外の事実を付加検討しても変わらない。

(2) 昇格について

申立人は、A9ほか6名の等級是正を求めているので、これについて判断する。

等級昇格は、会社の昇格認定委員会により行われるが、4、5、6等級在籍者昇格認定資料を概観すると、おおむね次の状況がうかがえる。

まず、標準滞留年数を経過した者の昇格が多いことは当然として、中高年者を優遇して昇格させており、人事考課、面接、筆記試験の結果が優秀であって、最短滞留年数を経過した者の一部が昇格しているが、反面、面接、筆記試験を受けない者でも昇格しているし、成績が優秀であるからといって昇格しているとも限らないこと等である。

したがって、これらの資料から受ける印象は散漫であり、従組員が最短滞留年数を経過した程度であること、又はこれに達していないこと等をあわせて考えると、特に従組員を差別しているとも思われない。

また、第三次評定者による総合評定昇格欄でも、全般的に「現等級扱であればよい…」、「今すぐ上位の等級に……」に評定しており、特に従組員であるが故の差別を看取りし難い。

(3) 役付について

申立人は、従組員9名について他の同期生と同等の役職につけること、その他役職手当等を求めている。

申立人が主張するように、従組員9名は概して他の同期生に比較し、役付になる時期がおそいことが認められるが、上記(1)と同様和解後会社に不当労働行為意思の存在が推認されるような積極的事実が認められないので、このことについて従組の申立てを容認するまでには至らない。

第3 法律上の根拠

以上のとおりであるから、本件は必ずしも不当労働行為が成立するとみることができない。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和55年8月7日

鹿児島県地方労働委員会

会長 栗川久雄